

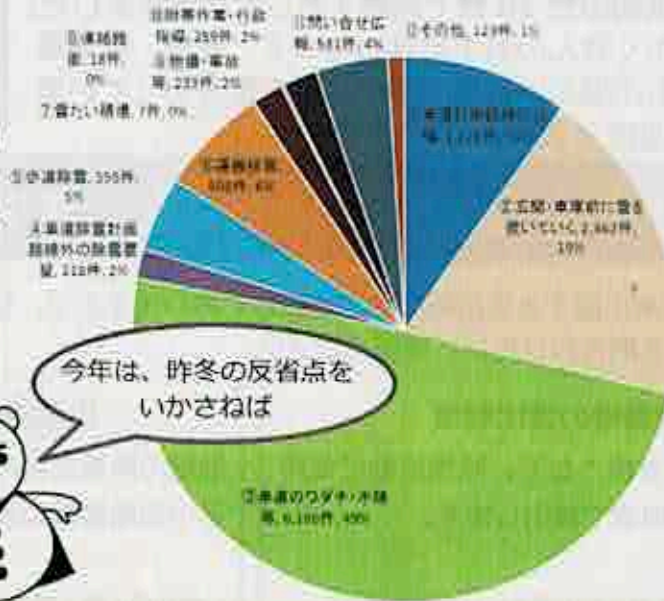
本号のニュースレターでは、令和3年度の苦情・要望について、公園の利用(雪入れマナー)について、冬みち地域連携活動報告、札幌市の雪対策支援制度についての4点をお知らせします。

令和3年度の苦情・要望について(東区版)

令和3年度の苦情・要望件数は、令和2年度に比べて、約9,890件増加の**12,531件**となっております。

(令和2年度 2,641件)

例年は『玄関、車庫前に雪を置いていく』という問い合わせが、最も多いのですが、大雪の影響もあり『**車道のワダチ・不陸等(ザクザク路面)**』の問い合わせが半分近くを占める内容となりました。



今年は、昨冬の反省点をいかさねば



公園の利用(雪入れマナー)について

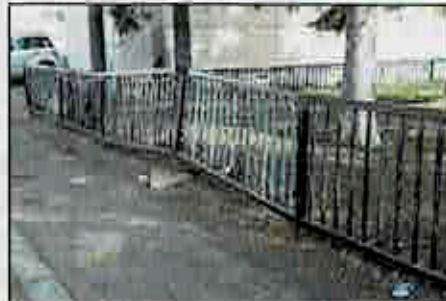
大雪の影響もありましたが、今年の公園施設の破損は例年より多く見られました。札幌市と各町内会で公園利用の覚書(約束)を交わしておりますが**公園施設の破損、環境悪化**などを招くことがないように雪を搬入することも覚書(約束)にあります。

雪入れ前に遊具周りの養生・防護・明示をすることにより、**公園施設や子どもたちの笑顔が守られます**。引き続きの対策・周知をお願いします。

※自分勝手な行為は周りに大変迷惑を掛けますのでやめましょう。

※公園への雪入れマナーがひどい場合は、雪入れ利用が禁止となります。

※公園への重機での雪入れは禁止しております。



公園が壊されると直るまで遊べないよ



冬みち通信

令和4年度 第2号

【発行元】
札幌市東区土木センター内
除雪連絡協議会事務局
札幌市東区北33条東18丁目1-6
TEL 011-781-3521
FAX 011-784-6418

SAPPORO

記事タイトル

- 4 札幌市の雪対策支援制度をご利用ください
- 3 冬みち地域連携活動報告
- 2 公園の利用(雪入れマナー)について
- 1 令和3年度の苦情・要望について



雪に関する情報は、東区ホームページでもご覧いただけます

http://www.city.sapporo.jp/higashi/anna/g_doboku.html

冬みち地域連携活動報告

令和4年度も雪体験授業を実施します！！▶▶▶

将来のまちづくりを担う子どもたちに、札幌の雪対策や冬の暮らしについて関心を持ってもらうために、東区の小学生（高学年）を対象に授業や除雪機械の試乗体験を実施しております。令和3年度は、東区初の全28校で実施することが出来ました。子どもたちから、たくさんのお手紙をもらって、職員、除雪業者一同、子どもたちの温かい言葉で冬の除雪を乗り切っています。今年度も2年連続全28校で実施予定です。



札幌市の雪対策支援制度をご活用ください

札幌市では、雪対策に関する支援制度をご用意しておりますので、ぜひご活用ください。なお、制度の詳細については、各問合わせ先にご確認ください。

小型除雪機の貸出制度

地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機を無償で貸出します。

- 貸出件数：40件（応募多数の場合には抽選で決定）
- 貸出対象：町内会又は除雪ボランティアを行う団体
「小型除雪機の購入補助制度」との併用不可
- 申込期間：令和4年10月3日（月）～31日（月）
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室（☎211-2682）

小型除雪機の購入補助制度

地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入を補助します。

- 補助額：購入額の2分の1以内（上限50万円）
- 補助対象：町内会又は除雪ボランティアを行う団体
「小型除雪機の貸出制度」との併用不可
- 申込期間：令和4年9月21日（水）より開始（先着順）
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室（☎211-2682）

融雪施設設置資金の融資あっせん制度

間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽(機)またはロードヒーティングを設置する場合に、融資限度額300万円、無利子で融資します。金融機関からの融資で無担保となるため、保証料がかかります。

- 申込期間：令和4年11月30日（水）まで
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室（☎211-2682）

福祉除雪の利用

高齢者や障がい者など自力での除雪が困難な世帯に対し、家の間口と玄関までの通路部分を地域の地域協力隊が除雪します。

- 申込期間：令和4年9月1日（木）～10月4日（火）
- 問い合わせ：東区社会福祉協議会（☎741-6440）
東区役所保健福祉課（☎741-2459）

地域協力隊を募集しています。ご近所のお仲間など複数の方で除雪いただくことも可能ですので、お気軽にお申し込みください（通年募集）。

ボランティア除雪用具の貸出し

市民（町内会、学校、企業、NPOなどの団体）が地域で行うボランティア活動に使用する除雪用具を無償で貸出します。東区では昨年度、中学校7校、高校1校、4町内会、NPO1団体の13団体にご協力いただいております。今年度も引き続き実施団体を拡大していく予定ですので、是非、参加の方よろしくお願ひします。

- 貸出期間：貸出日から1年間（初回は翌年度5月末まで）
- 問い合わせ：東区土木部維持管理課（☎781-3521）

地域内の除雪協力が必要不可欠です。是非、制度を利用してみてください。また、ボランティアや地域協力隊の参加も待ってま〜す。

